

# 放射線診療の従事者に対する 「診療用放射線の安全利用のための研修」に 関するお知らせ

医療法施行規則の一部改正に伴い、エックス線装置等を備えている医療機関では、2020年4月より「診療用放射線の安全利用のための研修（以下、医療放射線研修）」を実施することが義務付けられました。

これにより、放射線診療に従事するスタッフに対して医療放射線研修を1年に1回程度実施することが求められ、立入検査の際にも、研修実施の有無が確認されている状況です。

当該研修について、公益社団法人日本医学放射線学会から、医療放射線研修の動画が無料公開されているのでご紹介します。

下記 URL または二次元バーコードから日本医学放射線学会のホームページにアクセスいただき、ページに記載された手順に従ってお手続きをお願いします。

なお、当該研修会を受講したことが外形的に確認できるよう、ご視聴の際には研修の内容（開催場所、開催日時、受講者氏名、研修項目等）を記録することが必要になりますのでご留意ください。

〈[http://www.radiology.jp/for\\_medical\\_facility/20220628\\_01.html](http://www.radiology.jp/for_medical_facility/20220628_01.html)〉



## ＜参考：各職種で受講が求められる研修の内容＞

職種等	研修内容	①医療被ばくの基本的考え方	②放射線診療の正当化	③放射線診療の防護の最適化	④放射線障害が生じた場合の対応	⑤放射線診療を受ける者への情報提供
(1)医療放射線安全管理責任者		○	○	○	○	○
(2)放射線検査を依頼する医師及び歯科医師		○	○	-	○	○
(3)IVRやエックス線透視・撮影等を行う医師及び歯科医師		○	○	○	○	○
(4)放射線科等医師		○	○	○	○	○
(5)診療放射線技師		○	-	○	○	○
(6)放射性医薬品等を取り扱う薬剤師		○	-	○	○	○
(7)放射線診療を受ける者への説明等を実施する看護師等		○	-	-	○	○